

事前評価調書

事業概要																																														
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																																													
地区名	舟山 - 2 区域																																													
事業箇所	額田郡幸田町地内																																													
事業のあらまし	当該箇所は、愛知県額田郡幸田町の市街地に近接して位置する、がけ高 28m、勾配 60° の急傾斜地である。被害想定区域内の保全対象には、人家 15 戸があり、地域住民から急傾斜事業への要望が非常に強い箇所である。																																													
事業目標	【達成（主要）目標】 ・ 人家 15 戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 【副次目標】（必要に応じて記載する） ・ なし																																													
事業費	事業費		内訳																																											
	1.5 億円		工事費 1.1 億円		用補費 0.1 億円 その他 0.3 億円																																									
事業期間	採択予定年度	平成 28 年度	着工予定年度	平成 29 年度	完成予定年度	平成 31 年度																																								
事業内容	急傾斜地崩壊防止施設工（擁壁工等） L = 200m																																													
評価																																														
事業の必要性	1) 必要性	斜面の風化が激しく、豪雨等により斜面崩壊が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、早急に急傾斜地崩壊防止工事を行い、保全対象を保護する必要がある。																																												
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。																																											
事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・ 擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 法枠工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4"></td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	工種 区分	調査・設計	←	→			用地補償		←	→		工事			←	→	・ 擁壁工				←		・ 法枠工			←	→	事業費（億円）						1.5
			H28	H29	H30	H31																																								
工種 区分	調査・設計	←	→																																											
	用地補償		←	→																																										
	工事			←	→																																									
	・ 擁壁工				←																																									
	・ 法枠工			←	→																																									
事業費（億円）						1.5																																								
2) 地元の合意形成	地域住民から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に強いため、合意形成は図られていると判断する。																																													
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																												
対応方針																																														
事業実施	事業実施が妥当である。：上記 及び の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																													
事後評価実施の有無と主な評価内容																																														
対象（事業完了後 5 年目）		対象外																																												
【主な評価内容】																																														
・ 急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																														

